

2024年度（令和6年度） 札幌市吹付けアスベスト対策補助制度のご案内

制度その①分析調査（派遣）

吹付けされた建築材料にアスベスト繊維が含まれているか確認したい方



アスベスト分析調査を

無料

で受けられます

調査者の派遣、吹付け建材の分析調査により、アスベスト含有の有無を判定します

！事前の図面調査・現地の目視調査等は調査の対象外です！

→ **P1** をご覧ください

制度その②除去等工事補助

吹付けアスベスト等の除去等をお考えの方



吹付けアスベスト等
除去等工事を

120万円（限度額）

補助します

吹付けアスベスト等の除去又は封じ込め等にかかる費用の一部（対象工事費の2/3）を補助します

！住宅の外壁に使用されている吹付け塗材等は補助の対象外です！

→ **P2～3** をご覧ください

申請期間

2024年5月10日（金）から2024年9月27日（金）

※ 除去等工事については申請後、2025年3月14日（金）までに完了報告を行う必要があります

お問い合わせ・お申込み



札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課
電話 011-211-2867
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎2階
<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/sien/asbestos.html>

札幌 アスベスト対策

検索



HPIはこちら



さっぽろ市
02-M03-24-565
R6-2-437

分析調査（調査者派遣）

●申請できる方

- 対象建築物を所有する者（団体にあっては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共用部分の場合は管理組合）
- 札幌市の市税を滞納していない者
- 暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者
- ※国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体は対象になりません

！ご注意ください！

申請前に必ず図面調査及び現地の目視調査を行い、**対象建材の種類を明らかに**してください。申請時に調査箇所が指定されていないものは調査できません。

●対象建築物

- 札幌市アスベスト調査台帳に記載されているもの
- 建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
- ※分析調査に関し、他の補助を受けているもの、すでに本制度を活用して調査を行ったものは対象になりません
- ※札幌市アスベスト調査台帳に記載がないものについては、派遣申請時に札幌市アスベスト調査台帳に記載することへの同意をいただくことで対象とすることができます

！ご注意ください！

吹付以外の成形板や保温材等

- ・外壁サイディング
- ・スレート板
- ・配管保温材

などは**対象外の建材**です

●対象建材

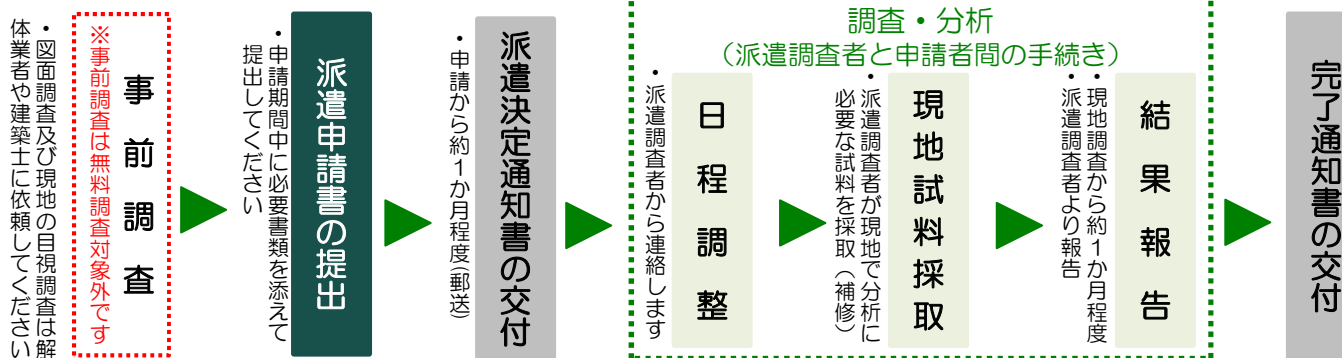
- 分析調査を行うことができる建材は、建築物に「**吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの**」に限ります

●申請に必要な書類

※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類	備考
①	建築物石綿含有建材調査者派遣申請書【様式1】	（札幌市ホームページから印刷できます）
②	個人申請者：本人確認書類の写し 法人申請者：法人の登記事項証明書及び印鑑証明書 法人以外の団体申請者：代表者の本人確認書類の写し	・本人確認書類は運転免許証など（申請時に有効なもの） ・登記事項証明書及び印鑑証明書は発行から3か月以内のもの
③	納税証明書（指名願）（原本） ※法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書	・申請年度に発行したもの ・税の証明窓口又は市税事務所で交付
④	建築物の登記事項証明書（原本） （表題部、権利部が明示されているもの） ※取得先：法務局	・区分所有建築物の場合は申請者の所有部分 ・発行から3か月以内のもの （登記情報提供サービスは不可）
⑤	検査済証の写し※検査済証交付証明書（原本）も可	※の取得先は3ページをご覧ください
⑥	建築物の吹付け材の施工箇所及び種類が判別できる書類	・現況図面又は現況写真等（図面が現存する場合はどちらも添付してください。また、写真は施工箇所の全体写真と接写した写真が必要です。）
⑦	建築物の現況写真	・建築物の外観が判別できるもの
⑧	（区分所有建築物の場合） 申請者以外の合意がある旨の申出書	・作成から6か月以内のもの （札幌市ホームページから印刷できます）

●手続きの流れ



除去等工事

●申請できる方

- ・対象建築物を所有する者
- ・札幌市の市税を滞納していない者
- ・暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しない者

●対象建築物

- ・建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの
 - ※除去等工事に関し、他の補助を受けているものは対象になりません
 - ※同一建物の補助申請は1回まで
 - (区分所有建築物は専有部分と共有部分でそれぞれ申請可)

●対象建材

- ・吹付けアスベスト又は吹付けロックウール
(含有するアスベストの重量が当該建材の重量の0.1%を超えるもの)

対象建材



吹付けアスベスト



吹付けロックウール

※以下は**対象外の建材**です

- ・外壁吹付け塗材
- ・吹付けパーミキュライト
- ・吹付けパーライト
- ・他吹付け以外の成形板や保温材等

●対象工事

- ・吹付けアスベスト等の**除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事**(アスベスト対策部分に限る)の**計画の策定等を特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制により実施するもの**
- ・原則として、環境省及び厚生労働省作成の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)に掲げる方法に従って施工するもの
 - ※復旧費用は建築基準法の求める耐火性能を満たすための耐火被覆復旧費以外は対象になりません
 - ※**工事に着手(工事契約、各機関への届出等)する前に申請書の提出を行い、交付決定を受ける必要があります**

●交付額

- ・工事に要する費用の**2/3以内(限度額 120万円)** ※消費税等相当額を除き、千円未満は切り捨て

●申請に必要な書類

※このほかに書類が必要となる場合があります

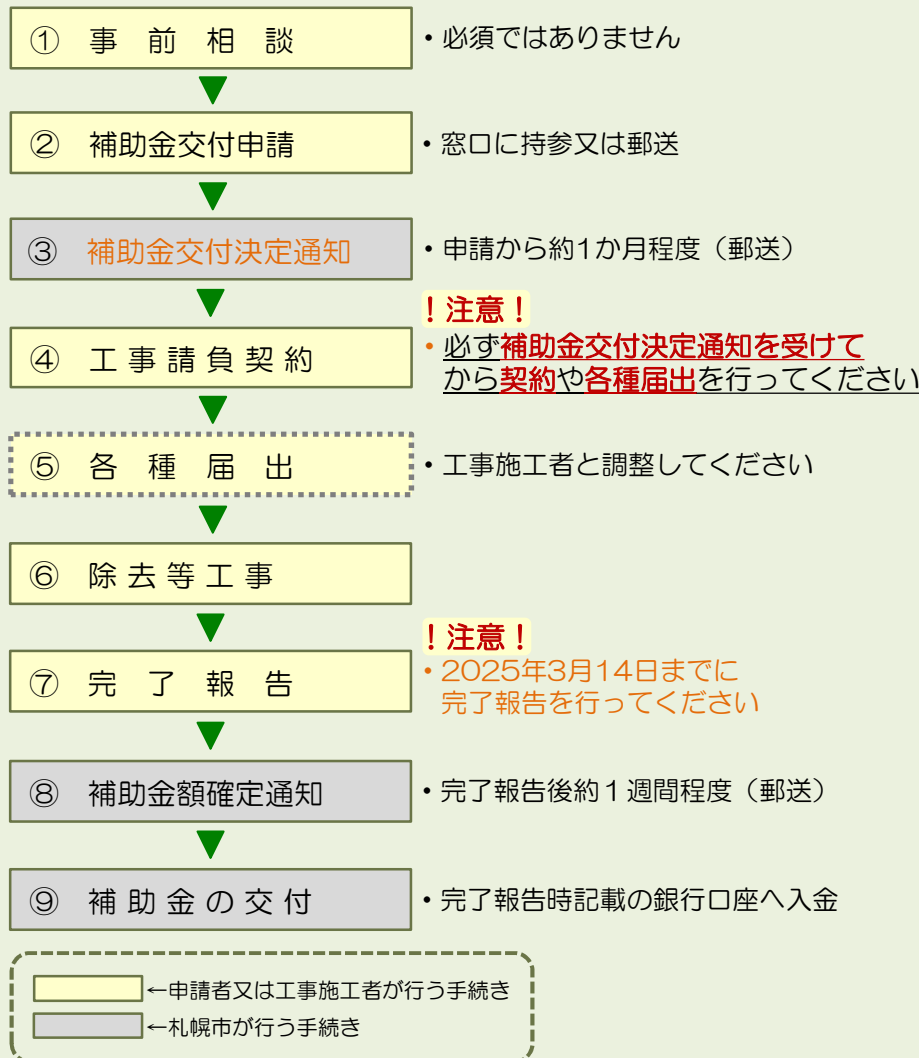
	必要な書類	備考
①	補助金交付申請書【様式9】	(札幌市ホームページから印刷できます)
②	個人申請者: 本人確認書類の写し 法人申請者: 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書 法人以外の団体申請者: 代表者の本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類は運転免許証など(申請時に有効なもの) ・登記事項証明書及び印鑑証明書は発行から3か月以内のもの
③	納税証明書(指名願)(原本) ※法人格を有しない団体の場合は、納税義務がない旨の申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度に発行したもの ・税の証明窓口又は市税事務所で交付
④	建築物の登記事項証明書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有建築物の場合は申請者の所有部分 ・発行から3か月以内のもの
⑤	検査済証の写し※検査済証交付証明書(原本)も可	※の取得先は3ページをご覧ください
⑥	建築物の現況図面	・建築物の所在地、除去等工事の施工箇所を示すもの
⑦	建築物の現況写真	・建築物外観及び吹付け材の種類が判別できるもの
⑧	分析機関が発行した分析調査報告書の写し	・建築物の所在地、建築物名称、採取日、調査機関の名称、分析方法、アスベストの含有率等が記載されたもの
⑨	除去等工事の事業計画書	・事業計画の策定等を行う者が特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者であるもの
⑩	工事施工者からの見積書の写し	・見積書の宛先が申請者名であるもの
⑪	(区分所有建築物の場合) 申請者以外の合意がある旨の申出書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成から6か月以内のもの (札幌市ホームページから印刷できます)

除去等工事

●完了報告に必要な書類 ※このほかに書類が必要となる場合があります

	必要な書類	備考
①	完了報告書【様式15】	(札幌市ホームページから印刷できます)
②	工事契約書の写し	
③	領収書の写し	・工事施工者より取得してください
④	工事後の測定結果を証する書類	・特定粉じん濃度測定記録
⑤	施工状況写真	・工事着手前、工事中の各段階、工事後
⑥	預金通帳等の写し	・口座番号や名義等が明示されているもの

●手続きの流れ



●参考 必要書類の取得先

納税証明書(指名願)

- ・市役所本庁2階の税の証明窓口(札幌市中央区北1条西2丁目)
- ・お住まいの地域の各市税事務所

中央区	→中央市税事務所
北区、東区	→北部市税事務所
白石区、厚別区	→東部市税事務所
豊平区、清田区、南区	→南部市税事務所
西区、手稲区	→西部市税事務所

登記事項証明書

- ・お住まいの地域の法務局各出張所

中央区	→札幌法務局
豊平区、南区、清田区	→南出張所
北区、東区	→北出張所
西区、手稲区	→西出張所
白石区、厚別区	→白石出張所

検査済証交付証明書

- ・市役所本庁2階の建築指導部5番窓口

●よくあるお問い合わせ

Question

- ・分析調査について、現地調査時に試料を採取した箇所はどうなりますか?
- ・建築物の中に吹付け建材があるかどうかどうわからない場合はどうしたらよいですか?
- ・建築物の解体に伴うアスベスト除去工事でも対象となりますか?

Answer

- ・試料を採取した箇所は露出しないように簡易的な補修を行い、場合によっては簡単な色合わせを行います
- ・建築士や工事業者に相談し、図面確認、現地調査を行ってご確認ください
- ・対象となります。ただし、アスベスト除去工事部分が明確にわかる見積書をご提出ください